

大学の環境・安全管理の現状

—化学系研究室の環境・安全アンケート調査—

環境・安全推進委員会

来年4月に国立大学が法人化されると現行の人事院規則に代わって労働安全衛生法が適用され、特に化学系の実験室では、様々な対応が必要となる。これに伴い日本化学会では、本誌4月号に「日本化学会会員へのアピール：大学における環境・安全に関する管理と教育の徹底を呼びかける」を掲載した。さらに化学系の関係8学会長・会頭による遠山文部科学大臣への要望書を提出した。また、日本化学会環境・安全推進委員会では、年会の場を利用してこの問題に関し、3回にわたりシンポジウムを行ってきた。

国立大学の現状を把握し、課題を明確にさせるため、本委員会では平成15年1月に『化学系研究室の現状把握へのお願い—国立大学法人化に向けて—』と題する緊急アンケート調査を実施した。アンケートを化学系の学科・専攻を有する国立大学の85人の学科長・専攻長に依頼し、309通の回答を得た（有効回答率：61%）。本委員会では、研究室環境・安全WGを設置し、アンケートの解析・検討を行ったので報告する。ここでは紙面の都合で浮かび上がった問題点を指摘するにとどめる。本調査結果の詳細は、本会の『環境・安全のホームページ』の「調査」欄に掲載してあるので、ご覧いただきたい（<http://www.csj.jp/es/research/chemlab-ehs.html>）。

アンケート項目は次のような内容である。

- ①法人化への対応状況：「大学よりの情報入手」「大学の労働安全衛生法への対応準備」
- ②研究室の状況：「構成メンバー」「面積、実験室・居室の分離」「ドラフトの台数（割合）」「ドラフト数の過不足」
- ③保守・管理の状況：「ドラフト等の機能」「ドラフト等の排気処理」「作業環境測定」「特殊健康診断」
- ④化学物質の管理状況：「化学薬品のデータベース管理」「化学物質の保管管理」

⑤学生の取扱いについて：「学生への対応」

浮かび上がった問題点と対策

1. ドラフトの設置・維持管理状況

2人に1台のドラフトを確保しているのは7%である。ドラフトの絶対数の不足感がある。また、適切な排気処理設備を有したドラフトの割合は26%しかなかった。化学物質を取り扱う場合には、暴露防止の観点から、排気処理設備を備えたドラフト等局所排気装置の設置及びその維持管理が緊急の課題である。また、実験室と居室の分離は施設の新設・改修時に優先させる事項と考える。
2. 学生への対応について

労働安全衛生法でも人事院規則でも対象にならない学生の取扱いについては98%が何らかの対策を望んでいる。学生は大学の重要な構成員であり、学校教育法や学校保健法に基づいた安全衛生面での適切な配慮がなされて当然である。したがって、大学は学生の取扱いについて、労働者に準じた安全衛生対策（設備・教育・健康等の管理）を進める必要がある。この点について文部科学省としての明確な方針の提示が望まれる。
3. 化学物質の管理状況

毒物及び劇物については、ほぼ100%の大学で適切に管理されている。しかし、化学物質を全学、部局で一括してデータ管理しているのは約30%であった。化学物質排出把握管理促進法のPRTR制度をはじめとして、毒物及び劇物取締法、消防法、高圧ガス保安法など大学は一つの事業所として管理を求められる時代であり、法の遵守は当然である。入庫から使用・消費・廃棄にわたる化学物質の総合データ管理を進め、効率よく管理すべきと考える。

アンケート結果について主要な3項目について述べたが、アンケート全体を通して、大学教育の安全衛生の重要性に対する意識が必ずしも高くないことが感じとられた。安全管理を担当する者のみならず、研究者自らも安全衛生についての知識・情報を習得し、安全衛生意識を高めるように努めるべきと考える。

大学関係者が安全衛生に関する知識・情報を収集し、理解を深めるために、本会では、来る8月28日～29日に化学会館7Fホールにて『必修 大学のための安全衛生管理スクーリング』を開催する。多数の方々のご参加をお願い申し上げます。なお、この企画に

については環境・安全HPの「講習会・講演会」欄に掲載してあるのでご覧下さい (<http://www.csj.jp/es/sub-b1.html> 参照)。

最後に、今回のアンケート調査にご協力いただいた関係者の方々に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。
(文責：小尾欣一)

研究室環境・安全WG：小尾欣一（日本女子大理）、市村禎二郎（東工大院工）、土橋 律（東大院工）、黒川幸郷（日化企画）

遠山文部科学大臣あて国立大学法人化に伴う環境安全管理で化学関係8学協会要望書提出

運営会議

本会は昨年9月、野依良治平成14年度会長名で、国立大学の法人化に伴う労働安全衛生法適用への対応に関し、組織の整備と予算化についての要望書を全国の国立大学長あてに送付いたしました。

この問題について本会では、環境・安全推進委員会が中心となり、春秋年会時において緊急のシンポジウムを開催するほか、本年4月には瀬谷博道平成15年度会長名で、大学における環境・安全に関する管理と教育の徹底を本会会員に訴える緊急アピール（次々ページ）を作成し、本誌4月号に発表いたしました。

こうした動きに呼応し、文部科学省では昨年10月全国の国立大学等あて、実験施設における安全管理状況についての調査を行ったほか、「国立大学等の実験施設における安全衛生管理に関する調査研究協力者会議」を設置し、この問題への対応と推進に関する検討

が開始され、先般報告書がまとめられました。

本会としては、この問題の重要性と緊急性に鑑み、去る5月19日、遠山敦子文部科学大臣に面会し、化学関係8学協会連名で4項目からなる要望書（次ページ）を提出いたしましたので、お知らせいたします。

その後、文部科学省ではこうした要望や協力者会議の提言を受け、15年度中に安全衛生管理の改善を図るため、①協力者会議報告を踏まえた安全衛生管理対策の指示、②予算面の対策、③安全衛生管理体制の充実、④適用法令変更手続きの円滑化、⑤改善状況のフォローアップについて取り組む方針を明らかにしました。特に⑤に関して、本会の協力を得ながら国立大学等の管理体制や施設設備の改善について助言を随時行うことが示されました。